

静岡県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙事務取扱規程（平成12年静岡県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第7号様式の2（第10条関係） 平成 年 月 日 静岡県選挙管理委員会委員長 様 （以下、省略）	第7号様式の2（第10条関係） 年 月 日 静岡県選挙管理委員会委員長 様 （以下、省略）
第7号様式の3（第10条関係） その1（休止又は廃止） 平成 年 月 日 静岡県選挙管理委員会委員長 様 （以下、省略）	第7号様式の3（第10条関係） その1（休止又は廃止） 年 月 日 静岡県選挙管理委員会委員長 様 （以下、省略）
その2（変更） 平成 年 月 日 静岡県選挙管理委員会委員長 様 （中略）	その2（変更） 年 月 日 静岡県選挙管理委員会委員長 様 （中略）
○ 変更年月日 平成 年 月 日	○ 変更年月日 年 月 日

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。